

- (六) 救済方法並購買組合ノ設置
 - (七) 退職手當ノ方法ヲ講ズルコト
 - (八) 公定休日ハ日給ノ全額ヲ支給スルコト
 - (九) 毎月皆勤手當ヲ支給スルコト
 - (十) 昇給日ヲ外規ニスルコト(昇給日ヲ發表スルコトノ意ナリト云フ)
 - (十一) 早出残業手當ノ割増制度(一時間ニ付レ五割増)
 - (十二) 公定休日出勤ノ場合ハ十割増ノコト
 - (十三) 八時以後ノ残業ノ場合ハ十五分ノ休憩ヲ其フルコト
 - (十四) 出勤後工場ノ都合ニテ休業ノ場合ハ時間ノ如何ニ拘ラズ日給全額ヲ支給スルコト
 - (十五) 兵役點呼ノ場合ハ一日分ノ日給ヲ支給スルコト
- 右要求ス

會社宛

三月一日

従業員一同

斯レテ職工側代表九名ハ翌二日正午會社事務所ニ至リ會社側代表者三名ト會見シテ要求ニ関シテ交渉シタルガ會社ハ全要求ヲ拒絶シタルヲ以テ約一時間ニシテ退出同志ニ報告シタル爲メ午後三時頃ヨリ一齊ニ急集氣分トナリタリ、而シテ職工代表者ハ更ニ要求條項ニ関シテ協議シタル結果左ノ五項ノ要求ニ變更シテ同日午後四時會社ニ提出セリ。

要求事項

- (一) 作業上ニ関シ意見交換ノ方法ヲ講スルコト
- (二) 午前午後ニ各十五分間ノ休憩時間ヲ其フルコト